

相手国・政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈 与 の 限 度 額 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 地 者	告 示 日 番号 (注4)
サモア	職業訓練学校拡充計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	職業訓練学校拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与機材及びその据付けに必要な役務の供与上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	902,000千円 H17.3.31まで	H16.8.11 アピアで (同日)	日本側 斎藤正樹在サモア大使 サモア側 フィアメ・ナオミ・マタアフア教育・スポーツ・文化大臣	H17.5.19 289号
サモア	職業訓練学校拡充計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	職業訓練学校拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与機材及びその据付けに必要な役務の供与車両及びその調達に必要な役務の供与上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	723,000千円 H18.3.31まで	H17.7.14 アピアで (同日)	日本側 斎藤正樹在サモア大使 サモア側 フィアメ・ナオミ・マタアフア教育・スポーツ・文化大臣	H17.8.16 796号
サモア	アピア漁港改善計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	アピア漁港改善計画を実施するための役務の供与機橋の建設、魚市場及び水産センターの改修に必要な生産物及び役務の供与上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	707,000千円 H18.3.31まで	H17.7.15 アピアで (同日)	日本側 斎藤正樹在サモア大使 サモア側 トオマタ・アラバティ・トオマタ農業・漁業大臣	H17.8.16 796号
サモア	サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の交換公文	サモアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むサモアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の關係當局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	100,000千円 -----	H17.9.8 アピアで (同日)	日本側 斎藤正樹在サモア大使 サモア側 トウイラエパ・サイレ・マリエレガオイ首相兼外務貿易大臣	H17.9.28 971号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。